「法律で考える結婚のコスパ 女と男の法律学２」出版！

司法書士の栗原庸介は、Amazonのkindle対応の電子書籍として
「法律で考える結婚のコスパ 女と男の法律学２」を出版しました。

※電子書籍の販売サイト（無料サンプルも見られます）

amazon

https://www.amazon.co.jp/dp/B01N5UQ6PT/

【内容のご紹介】

既婚者の方。結婚してよかったですか？
未婚者の方。結婚したいですか？

国立社会保障・人口問題研究所や国勢調査のデータによれば、1920年における我が国の生涯非婚率（50歳の時点で一度も結婚経験のない人の割合）は、女性が1.8%、男性が2.2%。事実上、国民皆結婚時代だったわけです。特に何も考えなくても結婚できた時代です。もちろん「婚活」な

んて言葉はありません。そんな時代がかつて我が国にも存在したのです。

それがなんと。2010年の生涯非婚率を見てみると、女性が10.6%、そして男性はなんと20.1%。男性の５人に１人が結婚しない。いやはやすごい時代になりました。

非婚だけでなく、離婚も増えています。今や、離婚するカップルは３組に１組。
男性の５人中４人しか結婚できず、しかもその中の３人に１人が離婚。だから、男性の結婚がうまくいく確率は…えーと…80%×66.7%＝53.3%。

なんと、男性の結婚成功率、たったの半分です。しかも、全部が全部幸せな夫婦ばかりではないでしょうから、結婚して幸せな家庭を築ける確率がとても低いのが現代の日本なのです。

…いきなり悲観的な話から始めてしまいましたが、じゃあどうすればいいのでしょうか。原因と対策を考えた場合に、司法書士である私に示せる処方箋があるとすれば以下です。

それは、「結婚のコスパ」についてきちんと知ることです。そもそも結婚とは何なのでしょうか。ただお付き合いしているという状態と何が違うのでしょうか。婚姻届けを提出しない事実上の婚姻状態、いわゆる内縁状態だったらどうでしょうか。

結婚は、もちろん法的効果がすべてではありません。人間として満ち足りた人生を送るために不可欠な行為、という捉え方もできるでしょう。

しかし、やはり法律的なことをきちんとわかっておくことはとても重要だと思います。結婚によって発生する権利と、負うことになる義務は何なのか。つまり、そういう結婚のコスパについてきちんと把握したうえで、結婚しようとするならする、という態度が重要だと思うのです。

前巻では、結婚前の「つきあう」という段階は法的にどういうことなのか、について考察してみたわけですが、本書では、いよいよ「結婚」の法的効果を考えます。本書を読んで、結婚のコスパについて正しい認識を持ってから、婚活に励んでいただきたいと思います。

もちろん、これから結婚する方だけでなく、既に結婚している方、事実婚の方、実は離婚を考えている方など、あらゆる立場の方に読んでいただきたいです。

・「届出婚」と「内縁」・「事実婚」との違いは？
・配偶者の親戚とはどこまで親族関係になるの？
・婚姻後の氏について、職場で旧姓を名乗ることは違法なの？
・夫婦は同居しなければならないってホント？
・夫が宗教活動にはまってしまい、しょっちゅう家を空け、家事や育児にはまったく協力せず、自分の親の介護まで妻に押し付けている。妻は離婚請求や損害賠償請求ができる？
・夫は、妻が性交渉に応じないことを理由に離婚請求や損害賠償請求ができる？
・妻が年収1000万円あって夫が無職。夫は妻に自分を養えと請求できる？
・結婚できない理由は？
・結婚した16歳の女子高生。お酒・たばこはOK？ NG？
・結婚すると、結婚前に貯めていた預貯金も全部共有財産になっちゃうの？
・妻が結婚前に利用していた奨学金の返済義務は夫にも生じるの？
・妻がこっそり貯めておいたへそくりは法的には誰のものになるの？
・なぜ不倫してはいけないの？
・結婚すると、親権や相続はどのようになるか？

これらの質問の中に１つでもよくわからないものがある方、ぜひ本書を読んで、結婚について法的理解を深めてください！

※本件に対するお問い合わせ先
司法書士 栗原庸介 kuririn1228@hotmail.co.jp

著者 オリジナルサイトはこちら
http://kuririn.info/

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com